

前橋市国民健康保険税条例の改正について（議案第74号）

国民健康保険課

1 改正の理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

個人が低未利用土地等を譲渡（譲渡価格500万円以下等の要件を満たすもの）した場合に、当該譲渡に係る長期譲渡所得から100万円を上限とする額を控除した額により国民健康保険税の所得割を算定する。

3 施行期日

令和3年1月1日